

保険と共済の「境界」について

早稲田大学 江澤雅彦

2006 年 4 月の保険業法改正により、保険業の定義が見直され、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業についても保険業に含め原則として保険業法の適用下におくものの、保険業法第 2 条 1 項の中に「他の法律に特別の規定のあるもの」（各種協同組合による根拠法のある共済等、以下、制度共済）を挙げ、当面保険業法の適用を除外した。これによって制度共済は、原則上、保険業法の適用を受ける保険となった。さらに、改正保険業法施行後 5 年以内をメドに、制度共済等を含めた「共済事業全体の在り方」を検討する方向性が示された。

ところで、実質的意味における協同組合保険のことを共済事業と呼ぶのは、わが国の民間保険の経営主体が、保険業法により株式会社と相互会社に限定されていたことによる。戦前・戦後を通じて協同組合は、自ら保険事業を営むことを可能とするため保険業法の改正を要請したが、実現には至らなかった。

その後は、各種協同組合の根拠法に共済事業の裏づけとなる規定が盛り込まれ、以降、共済という名で実質的な保険事業を営む途が開かれることとなった。

その結果、共済事業は、少なくとも保険業法による規制の枠外で、今日、周知のような普及・発展を遂げた。規模の拡大は、いわゆる「イコール・フットイング」論を呼び起こし、上述のように、制度共済が原則的には保険業法下におかれることとなった。また、そうした成長・発展は、制度共済の社会性を増加させ、協同組合内における経営・責任体制の整備、契約者保護の確保といった目的の下、各種根拠法の改正も行われた。

たとえば、生協による共済の根拠法規である「消費生活協同組合法」も約 60 年ぶりに改正され、2008 年 4 月 1 日、改正法が施行された。特に契約者保護に関連する主な規定を列挙すれば以下のとおりである。

- ・最低限保有すべき出資金額に関する規定

【平成 20 年度日本保険学会大会】

共通論題「いま保険とは何かを考える」

報告要旨：江澤雅彦

- ・ 兼業禁止に関する規定
- ・ 諸準備金の充実に関する規定
- ・ 共済計理人の活用に関する規定
- ・ 支払余力比率に関する規定
- ・ 透明性の確保と外部からの監視に関する規定
- ・ 契約締結時における禁止行為に関する規定

こうした法改正が、生協の共済事業に及ぼす影響としては、「契約者への割戻金の抑制」、「推進行為に関する教育体制の整備」等が考えられる。

現下の状況では、保険と共済の境界は、株式会社または相互会社による保険事業と協同組合による保険事業との境界になったといえる。社団法人日本共済協会『ファクトブック 2007 日本の共済事業』においても、共済事業は、「協同組合が保険のしくみを使って行う保障事業」と説明されている。そうした意味で、共済事業は、もはや保険業の「アウトサイダー」ではない。

問題は、株式会社または相互会社が経営主体となる「会社保険」と、共済と呼ばれる「協同組合保険」の境界の存在の有無、あるいは、その位置づけである。

「協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織」で、「組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する」(ICA 声明第 2 原則)ものとされるが、一方で、それが大規模化するにつれ、加入者の結合は間接的となり、自治意識は希薄化してゆくという可能性も指摘される。また、一部のいわゆる地域的な制度共済については、新聞等に折り込まれた加入申込書に署名し、同時に掛金の振替口座を指定して返送するといった仕組みがとられている。こうした手続きからみて、共済団体である協同組合に対し、契約者がロイヤルティをもちうるかという疑問も生じうる。規制環境において、相当程度「会社保険」と接近した制度共済が、組合員による相互扶助制度としてのアイデンティティを打ち出すとすれば、「共済・保険に関する学習機会の積極的提供」と「共済契約者からの意見反映を通じた「間接的自治の実現確保」等が求められよう。